

日刊(日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 土地区画整理組合の事業計画の変更認可……………(都市整備局市街地整備部区域画整理課)……………
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(五件)……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除(二件)……………(同)……………
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………(同)……………
- 児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の廃止……………(福祉保健局障害者施策推進部施設サービス支援課)……………
- 児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定……………(同)……………

公告

告示

●東京都告示第千六百十七号
土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第三十

九条第一項の規定に基づき東村山市廻田町一丁目土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年十月二十七日

東京都知事 小池 百合子

一 組合の名称

東村山市廻田町一丁目土地区画整理組合

二 事業施行期間

平成二十八年一月十八日から平成三十年三月三十一日まで

三 施行地区

東村山市廻田町一丁目の一部

四 事務所の所在地

東村山市本町一丁目十六番地五

五 設立認可の年月日

平成二十八年一月十八日

六 変更認可の年月日

平成二十九年十月二十七日

●東京都告示第千六百十八号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年十月二十七日

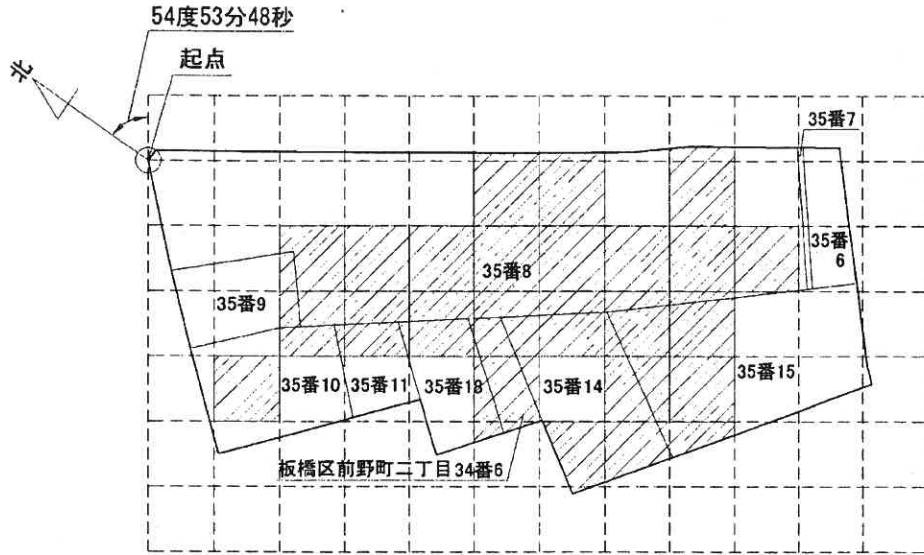
東京都知事 小池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(足立区本木一丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



凡例

- 単位区画
- 筆境界
- 敷地境界
- ▨ 要措置区域

起点

起点は、板橋区前野町二丁目35番8の最北端とする。

格子の回転角度 (54度53分48秒)

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千六百二十二号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

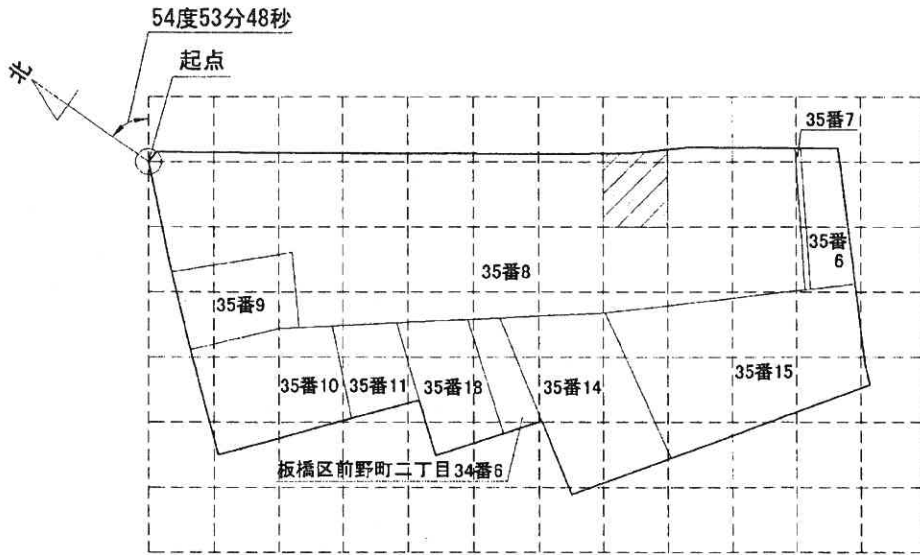
平成二十九年十月二十七日

東京都知事 小池百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（板橋区前野町二丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



- 凡例
- 単位区画
 - 筆境界
 - 敷地境界
 - ▨ 形質変更時要届出区域

起点
 起点は、板橋区前野町二丁目35番8の最北端とする。

格子の回転角度(54度53分48秒)
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千六百二十三号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六條第四項の規定により、平成二十八年東京都告示第千四百四十八号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同條第五項において準用する同條第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年十月二十七日

東京都知事 小池百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり(目黒区目黒本町五丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一條第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 六価クロム化合物、セレン及びその化合物並びにほう素及びその化合物

三 規則第三十一條第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

四 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去